

平成26年4月から

## 産前産後休業期間中の 保険料免除が始まります

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は  
育児休業と同じように保険料免除などを受けることができます。

### ● 産前産後休業期間中の保険料免除

※平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方が（平成26年4月分以降の保険料）免除対象となります。

(1)産前産後休業期間(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)について、保険料は、事業主の申出により、被保険者分及び事業主分とも徴収しません。

(2)被保険者から産前産後休業取得の申出があった場合、事業主が「産前産後休業取得者申出書」を健康保険組合に提出します。

(3)この申出は、出産後、産後休業をしている間に行わなければなりません。

○保険料の徴収が免除される期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月(産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月)までです。

○被保険者が産前産後休業期間を変更したとき、または産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、事業主は速やかに「産前産後休業取得者変更(終了)届」を提出してください。

○出産とは、妊娠85日(4カ月)以後の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶をいいます。

### ● 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

(1)産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3カ月の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

(2)被保険者の方(事業主経由)は『産前産後休業終了時報酬・額変更届』を提出する必要があります。

※産前産後休業を終了した・の翌・に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません。